

附属書十八（第十一章関係） 調達手続

A部 日本国について適用される政府調達協定の規定

日本国は、政府調達協定の次の規定に従って定める規則及び手続を適用する。

第二条 契約の評価

第六条 技術仕様

第七条 入札の手続

第八条 供給者の資格の審査

第九条 調達計画への参加に対する招請

第十条 選択の手続

第十一条 入札の期限及び納入又は提供の期限

第十二条 入札説明書

第十三条 入札書の提出及び受領、開札並びに落札

第十四条 交渉

第十五条 限定入札

第十八条 機関の義務に係る情報及び検討

B部 メキシコについて適用されるNAFTAの規定

メキシコは、NAFTAの次の規定に従って定める規則及び手続を適用する。

第一〇〇二条 契約の評価

第一〇〇七条 技術仕様

第一〇〇八条 入札の手続

第一〇〇九条 供給者の資格の審査

第一〇一〇条 参加に対する招請

第一〇一一條 選択入札の手続

第一〇一二条 入札の期限及び納入又は提供の期限

第一〇一三条 入札説明書

第一〇一四條 交渉に関する規律

第一〇一五條 入札書の提出及び受領、開札並びに落札

第一〇一六條 限定入札の手續